

5. 年金と医療

5-5

国民健康保険料って、どのように決まるの？

年間の国民健康保険料は、世帯ごとに算定され、

医療分（均等割額＋所得割額）

支援金分（均等割額＋所得割額）

介護分（均等割額＋所得割額）

を合算した額を世帯主の方に納付していただきます。

均等割額は、人数に応じて負担するものです。

所得割額は、被保険者^{注1}の所得等に応じて負担するものです。

介護分は、40～64歳の被保険者のみにかかります。

災害により住宅に著しい被害を受けた方、退職などにより所得が大幅に減少した方などが、保険料の納付にお困りの場合、申請により保険料が減免される場合があります。納期限までに区役所保険年金課、または支所区民福祉課へ申請してください。

注1) 所得等＝所得－基礎控除(33万円)－独自控除額

お問合せ先

西区役所 保険年金課 保険係

TEL.(052)572-4544 FAX.(052)523-4559

山田支所 区民福祉課 保険係

TEL.(052)501-4935